平成２４年（フ）第３４５０号
大阪市西成区千本南１丁目４番12号ＦＫ千本201号、前住所大阪市西区靱本町１丁目17番１号
破産者　秋月　一高
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５６号
大阪市生野区田島５丁目４番９号
破産者　ファミ鍼灸整骨院こと澤田和美こと沢田和美こと木村和美こと　文　　和美
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０７号
大阪府泉佐野市上瓦屋466アットハウスＭＡＴＳＵＴＡＮＩ　Ⅱ103号室、開始決定時の住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町和田５丁目3666番地の１
破産者　鈴木　憲史
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
大阪府泉佐野市鶴原1832番地の23、開始決定時の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目31番１号
破産者　敷嶋　克行
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
大阪府泉大津市二田町１丁目20番９号
破産者　宮下　清子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地６棟107号
破産者　片平カツヨ
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
大阪府泉北郡忠岡町高月南１丁目４番10―202号
破産者　和田　洋子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
広島市佐伯区三宅４丁目７番18―９―101号、開始決定時の住所広島市佐伯区三筋３丁目５番３―203号
破産者　山本奈緒美
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１号
広島県廿日市市物見西１丁目11番17号
破産者　田村　浩二
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８３号
熊本県宇土市松山町4143番地
破産者　後藤　利夫
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６９号
熊本市中央区帯山１丁目22番71号
破産者　旅井　信行
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７１号
熊本市中央区帯山１丁目22番72号
破産者　久富サツキ
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６０号
熊本市東区尾ノ上３丁目６番２号　ピュアパレス灰塚306
破産者　藤原　龍一
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０５号
熊本市中央区新屋敷１丁目２番６号
破産者　尾浦　禎治
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１４号
熊本市西区池上町524番地　池上団地１Ｃ―１―503号
破産者　水本美恵子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７号
盛岡市東新庄２丁目25番22号　カサ・デ・ラ・エスペランサＢ棟207号室、住民票上の住所盛岡市本宮２丁目34番17号
破産者　堀間　広行
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９号
福島県白河市郭内115番地２
破産者　松田　洋子
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第８３８号
横浜市神奈川区金港町８番地１　ステイシス横浜407号
破産者　安藤　　翼
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部